農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（研究調整課の所掌事務） **第二条**　研究調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） （削る） 三～五　（略） 六　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究（以下「農林水産業等に関する試験及び研究」という。）を行う者の資質の向上に関すること。 七　（略）	（研究調整課の所掌事務） **第二条**　研究調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　技術会議の所掌事務に関する広報に関すること。 四～六　（略） （新設） 七　（略）

○農林水産省令第二十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一五、三六三人	
林野庁	四、七五九人	
水産庁	八九一人	
合計	二一、〇一三人	

区分	定員	備考
本省	一五、六六八人	
林野庁	四、七八六人	
水産庁	八八七人	
合計	二一、三四一人	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（研究企画課の所掌事務）

第三条　研究企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業等に関する試験及び研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること（研究推進課の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

八　技術会議の所掌事務に関する広報に関すること。

九～十一　（略）

（削る）

附　則

（研究専門官の設置期間の特例）

2　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（研究企画課の所掌事務）

第三条　研究企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究（以下「農林水産業等に関する試験及び研究」という。）の基本的な計画の企画及び立案に関すること（研究推進課の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

（新設）

八～十　（略）

十一　農林水産業等に関する試験及び研究を行う者の資質の向上に関すること。

附　則

（研究専門官の設置期間の特例）

2　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。